

平成21年外国弁護士制度研究会において創設すべきと提言された B法人制度に関する論点整理

1 B法人制度に対して示された懸念について

○ 外国法事務弁護士による不当関与について

- ・ B法人の設立を認めると、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるとの懸念について、どのように考えるか。
- ・ 外国法共同事業と比較して、意思決定を内部で誰が行っているかが見えにくい
ため、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認する
ことがより困難となるとの懸念について、どのように考えるか。

○ 不当関与の防止策

- ・ 不当関与を防止するための方策として、どのようなものが考えられるか（現行
外弁法上の不当関与を禁止する規定（※）と同様の規制では足りないのか）。

（※）・ 外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合

外国法事務弁護士が①その権限外の法律事務の取扱いについて、被用者である弁護士
に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすること及び②被用者である弁護士が自ら行
う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いに
ついて不当な関与をすることがそれぞれ禁止されている（法第49条第1項、第3項）。

- ・ 外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合

外国法事務弁護士が、外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事
務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いについて、
不当な関与をすることが禁止されている（法第49条の2）。

- ・ 外国法事務弁護士法人（A法人）が、①弁護士を雇用する場合及び②弁護士又は弁護
士法人との間で外国法共同事業を行う場合についても、同様の規制を設けている（外弁
法の一部を改正する法律（平成26年法律第29号）第50条の11第1項、第3項及
び第4項並びに第50条の12）。

- ・ 外弁法の規定に違反して権限外の法律事務を行った場合には、懲戒処分の対象となり
（法第51条第1項）、特に違法性の強い一定の類型については、罰則規定が設けられて
いる（法第63条、前記外弁法の一部を改正する法律第70条）。

2 B法人制度の実務上の利便性

○ B法人制度のメリット

- ・ 外国法事務弁護士・弁護士側にどのようなメリットがあるか。
- ・ 利用者側にどのようなメリットがあるか。

○ B法人制度に対する実際上のニーズ